

六ヶ所村一般競争入札説明会

日時 平成 23 年 4 月 28 日午後 1 時 30 分～午後 3 時

場所 文化交流プラザスワニー会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 説明事項
一般競争入札の実施について
地域建設業経営強化融資制度について
- 5 質疑応答
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

六ヶ所村 財政課

六ヶ所村一般競争入札の実施について

六ヶ所村 財政課

一般競争入札の概要

対象工事 : 建設業法 28 種

対象設計額 : 2000 万円以上

参加形態 : ①単独、②JV、③混合

入札回数 : 1 回

参加資格

土木一式工事及び建築一式工事は
村が定める等級に格付けされていること。

その他 26 業種は
工事毎に村が定める基準を満たしているこ
と。

参加申込方法

一般競争入札公告を六ヶ所村掲示板及びホームページにて掲示

入札参加希望者はその都度内容を確認の上、入札参加申請書を村へ電子メールかFAXにて提出

当面は、対象業者へ申請書類等を送付します

入札の方法(郵便入札)

六ヶ所郵便局へ書留で入札書を提出
※ 工事費内訳書を同封する

入札書及び入札書に記載する事項、工事費内
訳書は村が指定する様式をホームページなど
から取得して使用すること

当面は、入札参加申請書を提出された業者へ
入札書、封筒など一式を郵送します

郵便入札時の注意事項

無効となる入札

- 書留以外の方法で入札書を提出したもの
- 到着期限を過ぎたもの
- 工事名等の記載漏れ
- 指定する入札書以外の様式を使用したもの
- 工事費内訳書が同封されていないもの

積算資料などの縦覧方法

当面は無償で入札参加申込をした業者へ
郵送にて配布

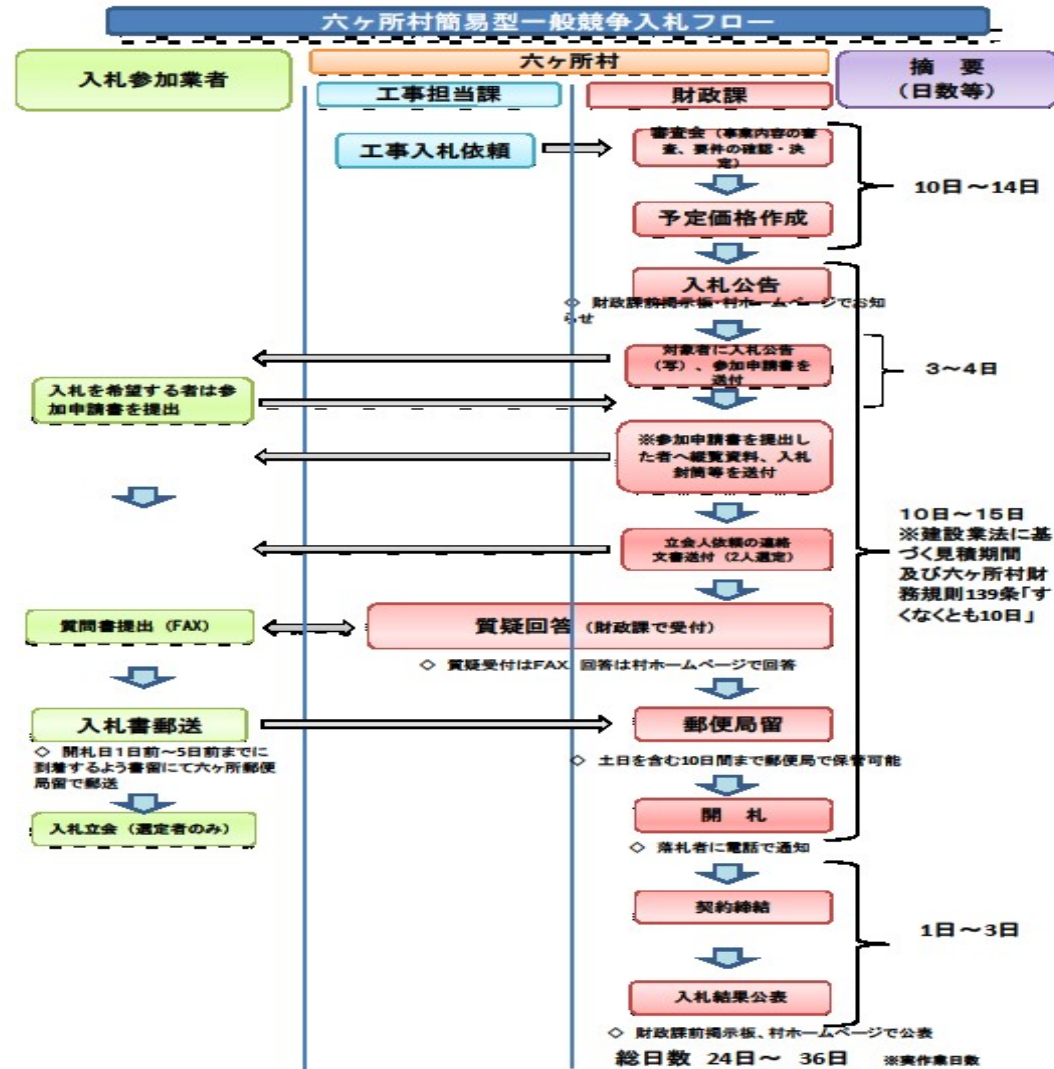
入札終了後は各自で廃棄して下さい

入札時の立会

申請書の到着順で予め定めた番号の方2名を立会者として依頼します。

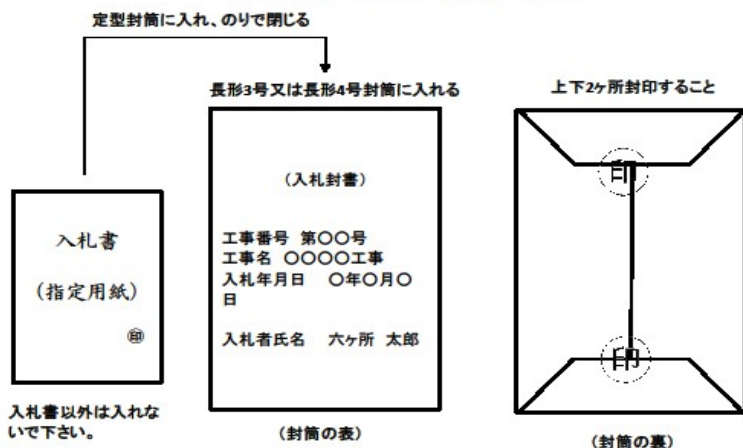
入札参加資格者数	番 号
3人以下	1、2
4人以上10人以下	2、4
11人以上20人以下	3、11
21人以上	4、21

入札手順（フロー図）



郵便入札封筒作成例

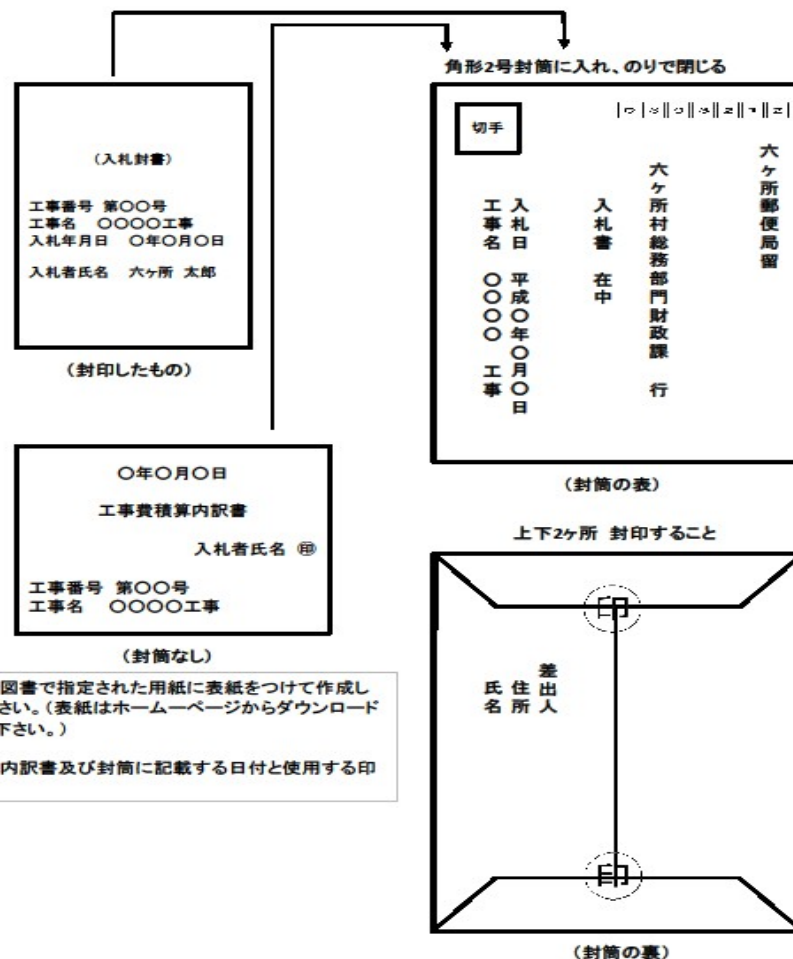
郵便入札の方法(封筒記載例)



※入札書は、必ず指定用紙にて作成して下さい。
(用紙は村ホームページからダウンロードするか、役場財政課にて備えております。)

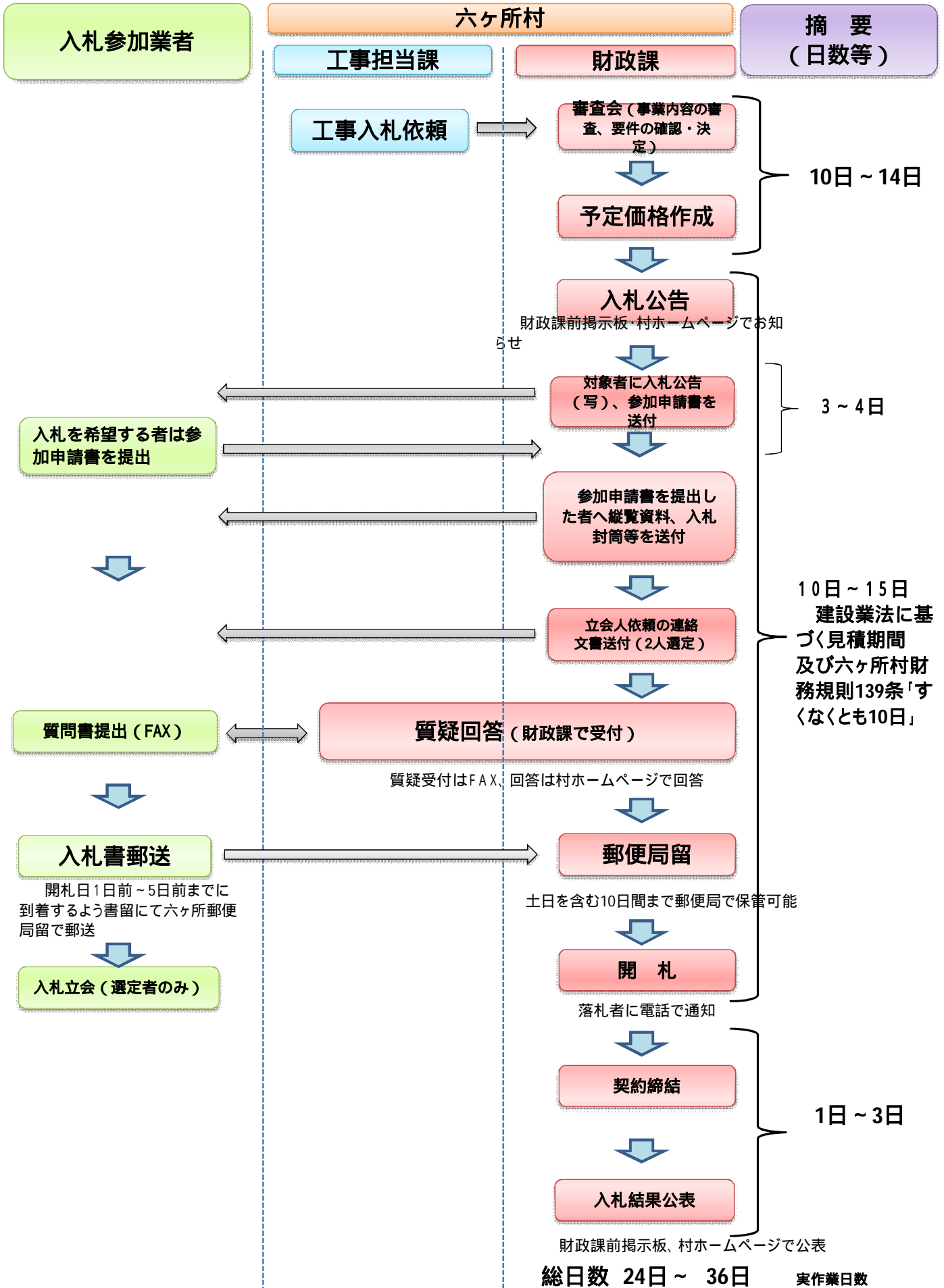
入札書及び封筒に記載する日付は、公告に明示する「入札(開札)日」の日付となります。
(入札書を郵便局へ差し出す日ではありませんので、注意下さい。)

郵便用封筒(入札書及び工事費積算内訳書の封かん)



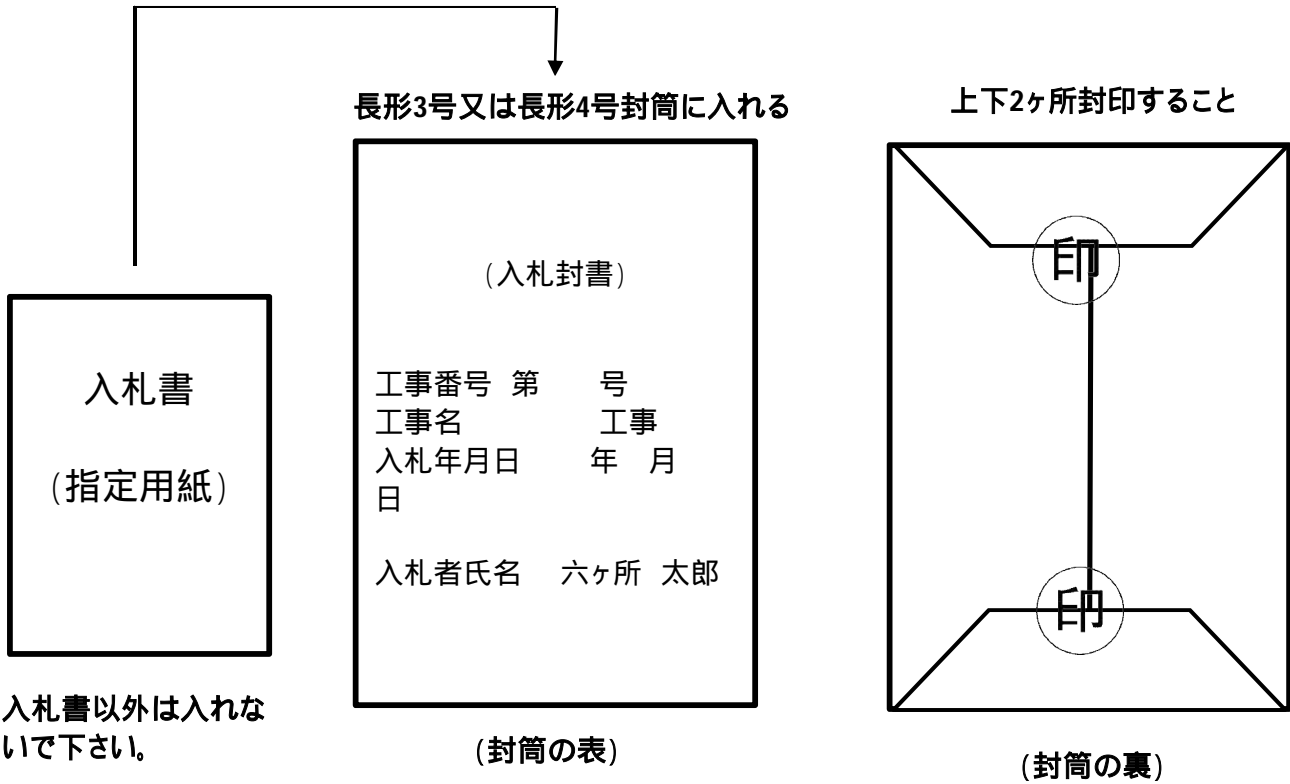
※ 郵便方法は、公告で示した到着期限までに一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送して下さい。

六ヶ所村簡易型一般競争入札フロー



郵便入札の方法(封筒記載例)

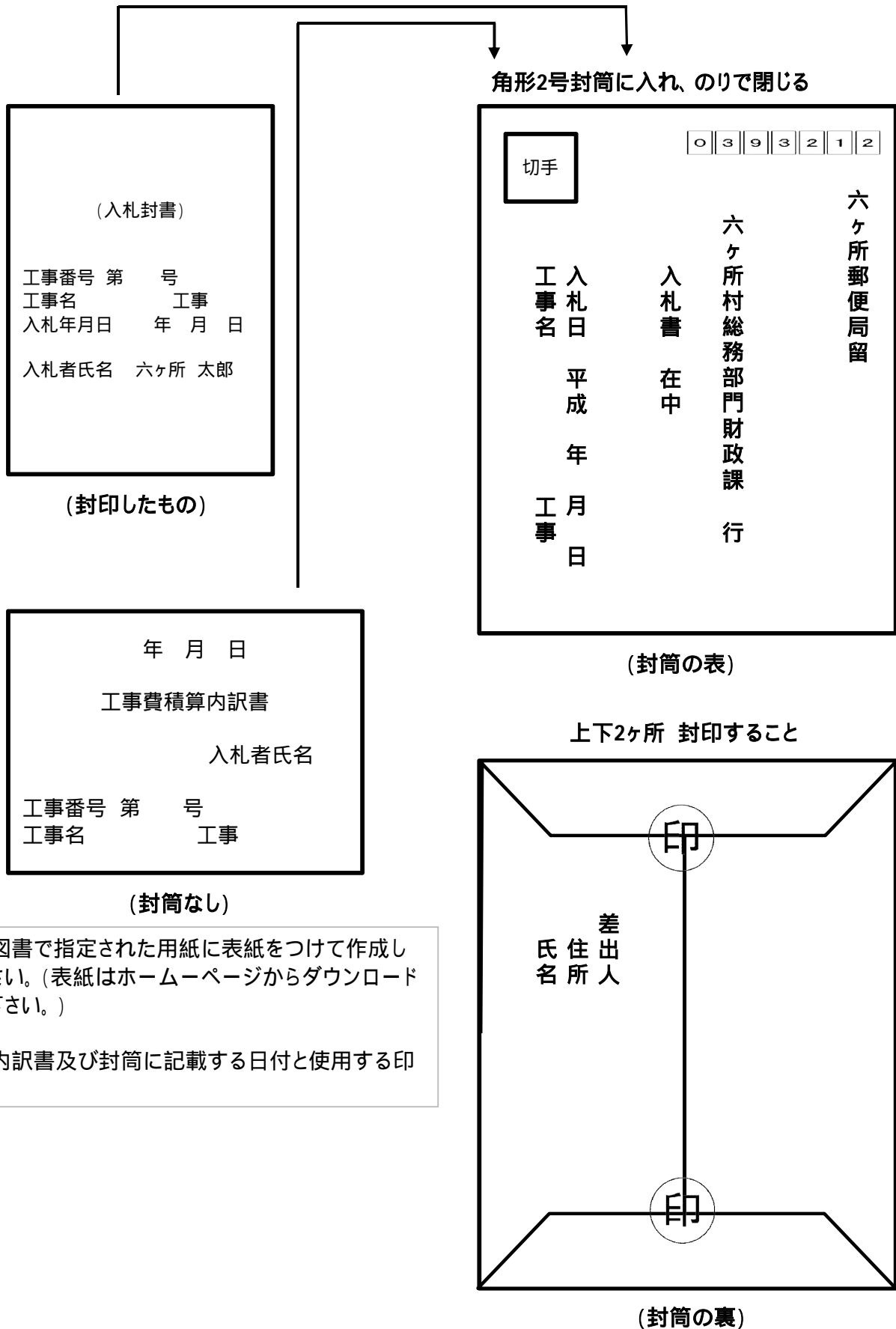
定型封筒に入れ、のりで閉じる



入札書は、必ず指定用紙にて作成して下さい。
(用紙は村ホームページからダウンロードするか、役場財政課にて備えております。)

入札書及び封筒に記載する日付は、公告に明示する「入札(開札)日」の日付となります。
(入札書を郵便局へ差し出す日ではありませんので、注意下さい。)

郵便用封筒(入札書及び工事費積算内訳書の封かん)



郵便方法は、公告で示した到着期限までに一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送して下さい。

簡易型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 23 年 月 日

六ヶ所村長 古川 健治

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 課 名 課
- (2) 工事番号 工第 号
- (3) 工事名 村道 線改良舗装工事
- (4) 工事場所 六ヶ所村大字尾駸字 地内
- (5) 工 期 契約発効の日の翌日から平成 23 年 月 日まで
- (6) 工事概要 1. As 舗装工、路盤工、土工（土質改良含む）側溝布設工 ほか
2. 延 長 m
3. 幅 員 m
4. 舗装厚 cm
- (7) 予定価格 ¥ , , 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (8) 本工事は、六ヶ所村簡易型一般競争入札試行要領（平成 23 年 4 月 日訓令第 号）により入札を行う。
- (9) 本工事は、**低入札価格調査制度【最低制限価格制度】**の対象工事である。

2 入札参加資格

次に掲げる各号の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく建築工事業の許可を受けていること。
- (3) この公告の日から入札日までのいずれの日においても、六ヶ所村建設業者等指名停止要領（平成 15 年 3 月 24 日訓令第 16 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年3月24日規則第13号）第8条の規定に基づく 工事の等級が 級若しくは 級に格付されていること。

(5) 村内に本社、若しくは本社より委任を受けた支店・営業所・出張所を有すること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、村長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く。）。

3 参加申請

(1) 入札参加希望者は、六ヶ所村簡易型一般競争入札参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）を提出すること。（村ホームページよりダウンロード若しくは村財政課にて備えつけの書類を取得すること。）なお、期限までに参加資格確認申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(2) 提出先 六ヶ所村総務部門財政課 F A X 0175-72-2603

電 話 0175-72-2111（内線243,244）

(3) 受付期間 平成23年 月 日（金）から平成23年 月 日（金）正午まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法 F A X若しくは郵便にて提出するものとし、持参は受け付けない。
（郵便は受付最終日の前日消印有効）

(5) 入札参加資格がないと認められた者に対する通知

入札参加資格がないと認められた者には、六ヶ所村簡易型一般競争入札参加資格確認通知書を郵送する。入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

イ 提出先 六ヶ所村総務部門財政課

ロ 提出期限 六ヶ所村簡易型一般競争入札参加資格確認通知書に記載された日

ハ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又はF A Xによるものは受け付けない。

(6) 前号により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により速やかに回答する。

4 設計図書

(1) 設計図書は入札参加者へ受付した順に財政課が郵送で配布する。

5 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問が有る場合は、質問回答書（様式は六ヶ所村ホームページよ

りダウンロード若しくは財政課にて備えつけの書類を取得すること。)を提出すること。

- イ 提出先 財政課 FAX 0175-72-2603 Eメール rks99002rokkasho.jp
- ロ 期間 平成23年 月 日(金)から平成23年 月 日(月)正午まで
- ハ 提出方法 質問回答書はFAX若しくはEメールにより提出するものとし、持参は受け付けない。

(2) 質問に対する回答は、平成23年 月 日(火)午後4時までに六ヶ所村ホームページで公表する。

7 入札(開札)の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年 月 日(火) 午前9時30分
- (2) 場所 六ヶ所村分庁舎3階中会議室

8 入札方法等

- (1) 入札書は、郵送により提出するものとする。
- (2) 宛先 〒039-3212 六ヶ所郵便局留 六ヶ所村総務部門財政課行
- (3) 到着期限 平成23年 年 月()から平成23年 月 日()必着
- (4) 郵送方法 一般書留又は簡易書留のいずれかによる。
- (5) 入札書は、村の指定するものとする。(村ホームページよりダウンロードすること。)
- (6) 入札書の日付は、開札の日を記入すること。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札の執行回数は、1回とする。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上(調査基準価格に満たない価格により落札した者は、契約金額の100分の30以上)の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは村長が确实と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、開札までに六ヶ所村財政課へ入札辞退届（村ホームページよりダウンロード若しくは財政課にて備えつけの書類を取得すること。）を持参すること。

11 工事費内訳書

(1) 入札書の提出に際し、入札価格決定の根拠となった積算金額を記載した工事費内訳書を同封すること。

(2) 工事費内訳書の表紙は、村の指定する様式によること。（村ホームページよりダウンロード若しくは財政課にて備えつけの書類を取得すること。）

(3) 工事費内訳書の内容は、設計図書に定めるところによること。

(4) 次に掲げるいずれかに該当する積算内訳書は、無効とする。

イ 積算内訳書の金額、名称若しくは氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの

ロ 村の指定する方法によらず作成されたもの

ハ 入札価格と合致しないもの

ニ 記載内容が明らかに合理性を欠くもの

ホ その他、明らかに誠実さを欠いて作成されたと認められるもの

(5) 提出した積算内訳書は、引換え、撤回、又は修正することができない。

12 入札条件

(1) 六ヶ所村財務規則第141条に規定する入札者心得書を遵守すること。

(2) 入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

13 入札（開札）の立会い

(1) 入札（開札）に当たり、入札参加申請者の中から、入札立会人2名を決定し、入札立会依頼書を郵送する。依頼を受けた者は、入札（開札）に立ち会うこと。

(2) 入札参加者が1者のみの場合は、当該参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立会人とする。

(3) 予定された立会人が入札（開札）に立ち会わなくなったときには、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（数値的判断基準による判定により失格となった者を除く。）を落札者とする。

(2) 前号に加え、六ヶ所村低入札価格調査制度運用規程（平成15年3月24日訓令第9

号)【六ヶ所村最低制限価格制度運用規程(平成20年3月31日訓令第13号)】に基づき実施する。

(2) 最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、くじにより決定する。この場合において、当該入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 落札者への連絡

落札者には開札終了後、直ちに電話連絡する。

16 その他

イ 提出された参加資格確認申請書等は、返却しない。

ハ 提出期限日経過後は、提出された参加資格確認申請書等の差替え、訂正及び再提出は認めない。

ニ 提出された参加資格確認申請書等の内容について、別途その内容を聴取することがある。

17 契約の締結時期

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。

18 その他

(1) 現場説明会は実施しない。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、六ヶ所村建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 入札参加者は、入札の概要、設計図書等を熟覧の上、入札に参加すること。

(4) 入札参加者は、六ヶ所村簡易型一般競争入札試行要領、六ヶ所村郵便入札試行要領を熟読の上、入札に参加すること。

問合せ先

六ヶ所村総務部門財政課

電話 0175-72-2111 内線 243, 244